

# 令和7年度 東京都小笠原住宅あき家入居者募集案内

公募対象住宅の「あき家住宅」の入居者を募集します。

## ◎ 公募対象住宅（あっせん対象住宅）

### （父島）一般世帯向け住宅※1

奥村アパート 1号棟401号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

2号棟106号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

清瀬アパート 1号棟404号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

3号棟503号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

※あき家改修工事の進捗により入居予定時期が前後する可能性があります。

### （父島）多家族世帯向け住宅※1

旭台アパート 202号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

二見台アパート 1号棟504号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

※あき家改修工事の進捗により入居予定時期が前後する可能性があります。

### （母島）一般世帯向け住宅※2

沖村アパート 2号棟2号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

※あき家改修工事の進捗により入居予定時期が前後する可能性があります。

### （母島）多家族世帯向け住宅※3

沖村第2アパート 1号棟101号室（入居予定時期：令和8年6～7月頃）

※あき家改修工事の進捗により入居予定時期が前後する可能性があります。

### ★今回の申込みに当たっての注意事項（父島）

※1 今回募集するあき家は、清瀬アパート（11～16号棟）の建替事業に伴う現居住者移転用の住戸であるため、現居住者の移転が開始するまでの使用期限付きの**暫定的な使用**（令和12年度末までの使用許可、その後は東京都が定める使用許可期間）となります。今後のあき家の状況等によっては、使用期限を付さない使用許可となる場合があります。

### ★今回の申込みに当たっての注意事項（母島）

※2 今回募集するあき家の住棟は、建替えを予定しているため、建物除却時期までの使用期限付きの**暫定的な使用**（令和9年度末までの使用許可、その後は東京都が定める使用許可期間）となります。

建替え後、入居を希望する方で**入居資格要件(別紙)**を満たす場合は、新たに整備される（仮称）小笠原沖村第3アパートに入居することが可能です。

※3 沖村アパートの建替事業に伴う現居住者移転用の住戸のため、現居住者の移転が開始するまでの使用期限付きの**暫定的な使用**（令和9年度末までの使用許可、その後は東京都が定める使用許可期間）となります。

今後のあき家の状況等によっては、使用期限を付さない使用許可となる場合や、**入居資格要件(別紙)**を満たすときは、使用許可期間満了後、新たに整備される（仮称）小笠原沖村第3アパートへの移転となる場合があります。

## ◎ 申込期間

窓口受付：令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）

☆窓口受付時間は、開庁日の8時30分～11時30分、14時～16時30分

郵送受付：令和8年1月13日（火）～令和8年1月28日（水）の消印有効

## ◎ 抽せん予定日

（父島）令和8年3月11日（水）10時00分～（9時30分開場）

小笠原支庁2階大会議室

（母島）令和8年3月12日（木）11時00分～（10時30分開場）

小笠原支庁母島出張所2階会議室

☆ 「申込受付状況」は、令和8年2月9日（月）から令和8年2月20日（金）まで、「申込順位別受付状況」及び「登録順番」は、令和8年2月26日（木）から令和8年3月10日（火）まで、小笠原支庁2階玄関ホール、小笠原支庁母島出張所に掲示します。また、東京都小笠原支庁の公式ホームページからも確認できます。

問い合わせ先

（募集手続き関係）東京都小笠原支庁土木課住宅担当 電話：04998-2-2169

（申込みに当たっての注意事項）東京都住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課

電話：03-5320-4986

## 小笠原住宅の位置づけ

東京都小笠原住宅とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年 12 月 8 日法律第 79 号）で定められた、小笠原諸島振興開発計画に基づき、小笠原諸島に**永住を目的として帰島する旧島民の帰島促進**と、小笠原諸島に居住する住民の生活の安定及び福祉の向上を図る目的で、国の補助金（国庫負担金）を受けて東京都が建設し、東京都が維持管理する住宅です。

### 1 使用申込みの方法

この募集案内に記載されている内容を確認の上、使用申込書に必要書類を添えて、受付窓口に提出してください。郵送による提出も可能ですが、消印の有効期限にご注意ください。

受付窓口は、次のとおりです。

申込み受付窓口

東京都小笠原支庁土木課住宅担当

東京都小笠原支庁母島出張所事務担当

郵送による申込みの受付窓口

東京都小笠原支庁土木課住宅担当

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

### 2 使用申込者の資格

使用申込者は、申込日現在で、次の(1)～(5)のすべてに当てはまることが必要です。

(1) 申込者本人が次のいずれかに当てはまること。

- ア 「旧島民」※の方で、小笠原諸島振興開発計画に従って、小笠原諸島に移住していること。  
イ 「旧島民」の方で、小笠原諸島外の日本国内に居住する方のうち、小笠原諸島振興開発計画に従って、小笠原諸島に永住する目的で帰島を希望されること。

※ 「旧島民」とは、昭和 19 年 3 月 31 日に小笠原諸島に住所を有していた方で、かつ、昭和 43 年 6 月 25 日に小笠原諸島以外の日本国内に住所を有していた方及びその方の子及び孫のことをいいます。また、上記の方の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下、「パートナー」という。）及び直系血族を含みます。

※ 「旧島民」の方は、小笠原諸島以外に居住していても申し込むことができます。

ウ 小笠原諸島に住所を有し、かつ居住する方で、民法第四条の成年の年齢（令和 8 年 1 月 30 日現在 18 歳。）に達した方。

エ 前項までに当てはまる方で、日本国籍以外の方は、在留カード※の写し等で、次の事項が確認できること。

- (ア) 日本国に永住・定住を認められていること。  
(イ) 令和 8 年 1 月 30 日までに、日本国に 1 年以上在留していること。

※ 平成 24 年 7 月 9 日から新しい在留管理制度が導入され、従来の「外国人登録原票」に代わり、順次「在留カード」が交付されています。「在留カード」が交付されるまでの間は、従来の「外国人登録原票の写し」を「在留カード」と同等のものとして扱います。

(2) 独立の生計を営んでいること。

- ※ ここでいう「独立の生計を営んでいる」とは、申込者本人が、継続的な収入のあることをいいます。収入のない方は申込みできません。

(3) 同居する親族※、パートナー、又は同居しようとする同業者※がいること。

- ※ 同居する親族及び同業者の基準は、「3 申込みの注意事項」を確認してください。また、同居する親族の詳細は、別図1 「親族図」を参照してください。
- ※ 同業者とは、「3 申込みの注意事項」(2)ウに当てはまる方をいいます。

(4) 住宅に困っていること。

- ※ 住宅に困っていることの基準は、「3 申込みの注意事項」(11)を確認してください。
- ※ 原則として、土地・建物を所有している方、土地・建物の所有者を同居予定者とする方は申込みできません。

(5) 申込者及び同居予定者（親族、パートナー、又は同業者）の全てが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- ※ 申込受付後に、提出された個人情報をもとに、申込者及び同居予定者の方の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定める暴力団員の該当の有無を、警視庁に照会します。

### 3 申込みの注意事項

(1) 東京都小笠原住宅は、申込日現在、同居している親族又はパートナーの方を同居予定者とする申込みが原則となります。

- ※ 同居していない親族との申込みの場合は、二親等以内の血族（出生前の者を除く。）、姻族、養親子及び婚約者となります。ただし、申込者及び配偶者の兄弟姉妹及びその配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）は、除きます。
- ※ 申込書提出時点で出生していない方（提出する住民票の写しに記載されていない方）は、同居する親族に含みません。

(2) 親族以外の方を同居予定者とする申込みでは、同居予定者が次のいずれかに当てはまる方である必要があります。

ア 婚姻の予約者（婚約者）

イ 事実上の婚姻関係にある配偶者（未届の配偶者）

- ※ 未届の配偶者の方は、申込日時点で、申込者と同一の世帯を構成し、かつ双方とも戸籍上の配偶者がいない事が必要です。

ウ 同業者

- (ア) 使用申込者と共同で事業を営む方
- (イ) 使用申込者と同一の事業場に勤務する方
- (ウ) 使用申込者に直接雇用されている方

※ 同業者を同居者とする申込みは、使用申込者及び同居者予定者のいずれかに配偶者がいる場合は、申込みできません。

※ 同業者を同居者とする申込みは、一般世帯向け住宅のみ可能です。

- (3) 申込みは、原則として1世帯につき1件までです。
- (4) 多家族世帯向け住宅への申込みは、申込日現在、引き続く3か月以上の期間4人以上の同居親族と居住していることが必要です。ただし、申込日現在、出生後3か月に満たない新生児については、引き続く3か月以上の期間同居している親族としてみなします。
- (5) 多家族世帯向け住宅の申込資格がある方は、例外として一般世帯向け住宅と多家族世帯向け住宅を同時に申し込むことができます。  
なお、あっせんは一般世帯向け住宅か、多家族世帯向け住宅のいずれか一方となります。
- (6) 申込日現在、婚姻していない方を同居予定者とする申込みは、婚姻に関する誓約書を提出する必要があります。
  - ア 入居審査の日までに誓約を履行しない（婚姻しない）場合は、申込資格を満たさないため、入居審査不合格となり、あっせんを行いません。
- (7) 現に同居している世帯を分離する申込みは、次に当てはまる場合、申込みできません。
  - ア 結婚、転勤、就職及び分籍等の特別の理由がない、現に同居している親族を除く申込み。
  - イ 申込者又は同居予定の親族が、配偶者又はパートナーと別居する申込み。
- (8) 申込日に、別々に住んでいる親族と同居を予定する申込みは、次のいずれかに当てはまる必要があります。
  - ア 税法上の扶養関係にあること。
  - イ 配偶者又はパートナー、二親等内の直系血族（祖父母・父母・子・孫）及び直系姻族（配偶者の祖父母・父母・子・孫・申込者の子及び孫の配偶者）との世帯合併であること。
- (9) パートナーとの申込みは、パートナーシップ証明書を提出する必要があります。
  - ア パートナーシップ証明書を提出されない場合は、申込資格を満たさないため、入居審査不合格となり、あっせんを行いません。
- (10) 事実上の婚姻関係にある方を同居者とする場合は、次の項目すべてに当てはまらなければ申込みできません。
  - ア 住民票の写しで、同一世帯を構成していることが確認できること。
  - イ 住民票の写しの続柄が、「未届けの夫」、又は「未届けの妻」となっていること。
  - ウ 申込者本人と事実上の婚姻関係にある方の双方とも、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (11) 住宅に困っていることの基準は次のとおりです。
  - ア 現に居住している住宅の所有者又は債権者若しくはその代理人から、期日を定めた立ち退きの要求を受けていること。
  - イ 現に居住している住宅が、競売にかけられていること。
  - ウ 申込者及び同居予定者の全てが、小笠原諸島内に土地又は住宅を所有していないこと。  
仮に申込者及び同居予定者が、土地又は住宅を所有していても、次のいずれかの項目に当てはまるうこと。
- (ア) 入居審査の日までに、当該の住宅を売却又は譲渡若しくは取り壊しを行うこと。

- (イ) 入居審査の日までに、当該の土地を売却又は譲渡すること。
- (ウ) 所有権を有する住宅が、耐震診断の結果等により、事実上居住できないことが明らかであること。
- (エ) 所有する住宅が、東京都の定めた住戸専用面積の最低基準※に満たないこと。
- (オ) 所有する建物の立地する土地に、東京都の定めた住戸専用面積の最低基準※を超える住宅を建設できること。
- (カ) 現に所有する住宅に、居住できない特別な理由があること。

※ 住戸専用面積の最低基準とは、2人世帯 29m<sup>2</sup>、3人世帯 39m<sup>2</sup>、4人世帯 50m<sup>2</sup>、5人世帯 57m<sup>2</sup>、6人世帯 66m<sup>2</sup>未満のことと言います。

住戸専用面積には、居室（寝室）、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含みますが、バルコニーは含みません。

※ 住宅・土地の所有関係は、入居審査の際に確認します。所有の事実が判明した場合は、入居資格を有しないため、審査不合格となります。

エ 申込書提出日に、小笠原住宅の使用許可又は同居の許可を受けて居住している方が、次の項目に当てはまる申込みをする場合は、「住宅に困っている」方とみなされるので、その住宅に居住したまま申込みをすることができます。

- (ア) 現在居住している島以外の島に移住するために、その島の小笠原住宅に申し込む場合。ただし、申込みをする島内に土地・建物を所有していないこと。
- (イ) 一般世帯向け住宅の使用許可を受けている方のうち、次の項目すべてに当てはまる方が、多家族世帯向け住宅に申込みをする場合。
  - a 現在の住宅に1年以上継続して居住していること。
  - b 住宅使用料の滞納が無いこと。
  - c 許可された住宅を適正に使用し、小笠原住宅条例、同条例施行規則及び、関係する法令及び法令に基づく東京都の指示等に違反していないこと。
  - d 同居の許可を受けた親族のみの世帯数が4名以上であること。
  - e 申込日現在、親族のみの世帯員と引き続く3か月以上の期間同居を継続していること。ただし、出生後3か月に満たない新生児については、引き続き同居している親族とみなします。

※ 現在居住している小笠原住宅を使用したまま申込むことができますが、住宅があっせんされた後に、使用許可を受けるには、現在居住している住宅を返還する必要があります。

オ 申込者及び同居予定者が、「事業主が従業員等を住まわせるために準備した住宅※」（以下、「社宅等」といいます。）に親族のみで世帯を構成して居住している場合で、次の項目のいずれかに当てはまる場合は、その住宅に居住したまま申込みをすることができます。

- (ア) 現在居住する住宅が、東京都の定めた住戸専用面積の最低基準に満たないこと。
- (イ) 現在住んでいる社宅等を退去しなければならない事由があること。

※ 社宅、寮、宿泊所、借上げ住宅などを指します。

※ 申込者本人が、当該住宅を管理する事業主等に雇用されている方に限ります。  
なお、同業者による申込みはできません。

カ 申込者、同居予定の親族又はパートナーが、社宅等に居住されている方で、公務員住宅又はそれに準ずる住宅に居住されている場合は、原則として申込みできません。ただし、次の項目のいずれかに当てはまる場合は、その住宅に居住したまま申込みすることができます。

- (7) 基準日（令和9年3月31日。以下同じ。）までに、現在居住している住宅を退去する必要があると、事業主又はその代理人が、文書をもって証明すること。
- (8) 雇用契約書、就業規則又は社内規定等により、基準日までに現在居住している住宅を退去しなければならないことが明らかであること。
- (9) 前2項の退去理由※が、定年退職又は期間に定めのある雇用契約の終了に伴うものであること。

※ 退去理由が、懲戒処分又は自らの希望による退職である場合は、申込みできません。

※ 申込者本人が、当該事業主等に直接雇用されている方に限ります。

※ 個別の事情を確認する必要があるので、この申込みに当てはまる方は、事前に窓口に問い合わせをしてください。

- (12) 現在、小笠原住宅に居住している方で、使用申込みを行う場合は、次のアからエの全ての要件を満たす場合に限り申し込みができます。

ア 使用料及び共益費等の滞納した実績がない方。

イ 使用許可を受けた小笠原住宅を適正に使用している方及び、不適正使用を是正した方、または既に是正している方では正した内容を報告する書類を添付した適正使用の誓約書を提出した方。

(ア) 無届の増改築等を行っていないこと。

(イ) 住宅を使用していない又は継続的な居住の実態が無い期間がないこと。

(ウ) 同居の資格のない者を居住させたり、又は居住させたことがないこと。

(エ) 無届けで1か月以上、住宅を使用したことがないこと。

(オ) 小笠原住宅でペットを飼った、又は飼っていたことがないこと。

(カ) 同居許可申請、世帯員変更等、小笠原住宅条例で必要とされる手続きを適正に行っていること。

ウ 同居を許可された世帯員が、世帯を分離するに相当な理由（婚姻、転勤、就職及び分籍等）に基づいて申込む場合。

エ その他、住宅を維持管理するために必要な法令に基づく東京都の指示に違反していない方。

※ 申込受付後に、当てはまる事実が確定した場合は、申込みを取り消します。

- (13) 次の事実が明らかになった場合は、全ての申込みを無効とします。

ア 1世帯で2件以上の申込みをした場合。

※ 同居予定者欄に記載されている方が、他の申込み名義人である場合を含みます。

イ 申込書類の記載漏れ等が判明しながら、申込期間内に訂正しない場合。

- (14) 申込書が受けられた日から、出生又は死亡の場合を除き、申込者及び同居予定者の変更はできません。変更が必要になった場合は、申込期間内に再度申込みを行ってください。

※ 郵送で申込まれている方が再申請をする際は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

- (15) 申込書が受けられた日以降に、申込資格を満たさなくなった場合は、その申込みを無効とします。

- (16) 申込書が受け付けられた日以降に、申込者の住所が変更された場合は、速やかに土木課住宅担当に連絡の上、変更後の住民票の写しを提出してください。転居の事実が確定した日から起算して10日以内（土日祝日を含む。ただし、期限日が閉庁日の場合は翌閉庁日。）に、変更後の住民票の写しを提出いただけない場合は、その申込みを無効とします。

※ 郵送で申し込まれている方は、問い合わせ先までご連絡ください。

#### 4 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は次のとおりです。

なお、行政機関の発行する書類（住民票の写し等）は、原本を提出してください。また、個別の事項の証明に必要な書類（雇用契約書等）については、原本ではなく写しを提出してください。

指定様式となっているものは、受付窓口で書類を受け取るか、小笠原支庁公式ホームページから様式をダウンロードしてください。任意様式の書類は、関係する機関又は書面・図面の作成者等の押印のあるものの写しを提出してください。

(1) 令和7年度 東京都小笠原住宅（父島）あき家住宅使用申込書 又は  
令和7年度 東京都小笠原住宅（母島）あき家住宅使用申込書

(2) 小笠原住宅（父島）暫定使用に伴う誓約書 又は  
小笠原住宅（母島沖村アパート）暫定使用に伴う誓約書 又は  
小笠原住宅（母島沖村第2アパート）暫定使用に伴う誓約書

(3) 現在の居住状況を証明する書類  
ア 申込者及び同居予定者全員が記載されている住民票の写し（全部事項証明書）

※ 世帯主、戸籍の筆頭者、続柄の記載されたもので、個人情報番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

イ 在留カードの写し又は外国人登録原票の写し（日本国籍以外の方）

※ 在留カードの写し又は外国人登録原票の写しは、同居している全員の在留資格、在留期間、居住開始年月日が記載されたものが必要となります。

(4) 当てはまる方のみ必要な書類

対象となる方	必要書類
<b>旧島民の方</b>	戸籍（全部事項証明書）又は改製原戸籍及びその附票
<b>過去に小笠原諸島に住所を有していた方</b>	戸籍（個人事項証明書）の附票又は住民票の除票の写し
<b>同業者で申込みをされる方</b>	
・同居を誓約する書類	同居合意書兼誓約書（ <b>指定様式</b> ）
・雇用関係を証明する書類	雇用契約書（写し）
・共同で経営することを証明する書類	登記簿謄本（写し）
・配偶者がいないことを証明する書類	使用申込者と同居予定者（同業者の方）の戸籍（全部事項証明書）
<b>婚姻予定者を同居予定者とする申込みをされる方</b>	
・婚姻の合意を誓約する書類	結婚合意書兼誓約書（ <b>指定様式</b> ）

・配偶者のいないことを証明する書類	使用申込者と婚姻予定者の戸籍（全部事項証明書）
<b>パートナーを同居予定者とする申込みをされる方</b>	パートナーシップ証明書
<b>事実上の婚姻関係にある方を同居予定者として申込みをされる方</b>	使用申込者と同居予定者（事実上の婚姻関係にある方）の戸籍（全部事項証明書）
<b>土地又は住宅若しくは建物を所有しながら申込みをされる方</b>	
・所有している土地又は建物を確認できる書類	登記事項証明書（写し）、公図
・立ち退きの要求を確認できる書類	立ち退き通知書（任意様式）
・競売の事実を確認できる書類	競売開始通知書（任意様式）
・取り壊し又は売却若しくは譲渡の誓約書	誓約書（任意様式）
・住宅の取壊しが必要なことを確認できる書類	耐震診断書等（任意様式）
・居住する住宅の広さを確認できる書類	住戸平面図※（任意様式）
・住宅又は建物に居住できない理由書※	理由書（任意様式）
<b>小笠原住宅を適正に使用していなかった方</b>	
・適正使用を誓約する書類	適正使用の誓約書
・是正内容を報告する書類	是正報告書※（任意様式）

- ※ 現に所有する建物等が、居住できないことを確認する理由書には、当該建物の平面図又は、その住戸部分の平面図を添付してください。
- ※ 建物平面図又は住戸平面図は、A4版又はA3版に、縮尺1/50、1/100、1/200のいずれかで作図されたものとし、寸法が記載されているものを提出してください。
- ※ 是正内容報告書には、不適正使用が是正されたことを確認できる書類を添付してください。必要な書類については、受付窓口で確認してください。
- ※ 申込資格を審査するために、記載されている以外の書類の提出を求める場合があります。また、提出された書類は、返却できませんので予めご了承ください。

## 5 申込資格の審査及び申込順位の認定について

- (1) 申込資格は、書類及び面接による審査並びに現場調査によって、使用申込者の申込資格の有無を判定します。面接及び現場調査を行う場合は、原則として申込み受付後に小笠原支庁土木課住宅担当から連絡します。
- (2) 申込順位の認定は、提出された書類を基に、申込者の順位を認定します。必要に応じて面接等の方法で、申込み内容の確認を行います。

## 6 申込者の順位

- (1) 申込資格の審査に合わせ、申込資格を満たしている方の順位を、第一順位から第四順位のいずれかに認定します。この申込者の順位が、住宅をあっせんする順位になります。

(2) 申込者の順位は次のとおりです。

ア 第一順位

①帰島者のうち、現に小笠原諸島に住所を有する方。

②申込日現在、小笠原住宅の使用許可を受けている方のうち、昭和 19 年 3 月 31 日時点で小笠原諸島に住所を有していた方の子又は孫及びその配偶者及びパートナーの方。

※ ②の申込みは、当てはまる申込者が、配偶者及びパートナー（婚姻の予約者を含む。）を同居者として、婚姻して世帯を分離する申込みを行う場合に限ります。

（事実上の婚姻関係にある方を含みません。）

帰島者として第一順位に認定されるのは、使用申込者ごとに 1 度だけです。

イ 第二順位

帰島者のうち、永住の目的をもって小笠原諸島に移住する方。

ウ 第三順位

申込日現在 3 年以上小笠原諸島に住所を有している方。

※ 「住所を有する期間」とは、住民基本台帳上の住所が「小笠原村」であることを言います。

従って、島内に居住していても、小笠原村に転入していない場合は、「小笠原諸島に住所を有する期間」とはなりませんのでご注意ください。

※ 住民票の「住民となった日」から起算して、令和 8 年 1 月 30 日時点で住所を有する期間が 3 年に満たない場合で、住民票の除票又は戸籍の附票等で、過去に住所を有していた期間が証明できる方は、証明された期間を通算して「住所を有する期間」とします。

エ 第四順位

小笠原諸島に住所を有している方で、第一順位から第三順位以外の方。

(3) 第三順位の優先枠について

近年、申込みをされる方の多くが第三順位に該当しており、あっせん対象住宅に対し、申込者が多数となる年が多いことから、繰り返し申込みをされる方が多数おられます。

そこで、第三順位の一般世帯向け住宅を 4 回以上(同一島内)連続して申込みをされた方を対象に、次のとおり優先枠を設けています。

ア 優先枠は、第三順位の 1 番から 3 番までの 3 枠です。

イ 第三順位は、優先枠該当者の抽せんを先行して行い、優先枠 3 枠を決定します。

ウ 優先枠分（3 枠）に当選されなかった方は、他の第三順位者と合わせて、再度抽せんを行います。

エ 優先枠で登録された後、あっせんされた住宅を特別な理由なく辞退した場合は、次年度以降の申込みにおいて、優先枠の対象となりません。

オ 「特別な理由」とは、次の項目を満たす場合を言います。

(ア) 身体的な疾病及び疾患等（以下、「疾病等」といいます。）で、日常生活に著しく支障があることから、低層階に居住する必要があるとする、医師の診断等の相当な理由がある方で、2 階以上の住宅をあっせんされた場合。

(イ) 疾病等の治療又は介護等の事由により、低層階に居住することが必要であると、医師の診断又は保健師の意見等の相当な理由がある方で、2 階以上の住宅をあっせんされた場合。

(ウ) その他、医師の診断等を根拠とした辞退するに相当の理由があると認められる場合。

※ 優先枠は「一般世帯向け住宅」のみ対象で、多家族、同業者申込みは、該当しません。

※ 特別な理由のない辞退とは、「あっせん予定住宅が希望と合わない」といった理由で辞退された場合をいいます。

## 7 登録者の順番決定

(1) 「申込者の順位」の第一順位から第四順位に割り振られた申込者に対して、「登録者の順番」

を決定します。

(2) 複数の登録者がいる場合は、抽せんによって「登録者の順番」を決定します。抽せん方法は次のとおりです。

- ア 抽せんは、小笠原支庁が所有する抽せん玉と抽せん機を用いて行います。
- イ 受付番号順に予備抽せんを行います。
- ウ 予備抽せんの結果の順番が、本抽せんの順番になります。
- エ 本抽せんの結果が、「登録者の順番」となります。
- オ 抽せんは、原則として東京都職員が行います。

- |  |
|--|
| ※ 申込者本人又は同居予定者のうち、抽せんを希望する方は、申込書の写しと本人確認書類（運転免許証、住民票の写し（継柄の記載のあるもの）等）を会場に持参し、係員の確認を受けることで、抽せんを行うことができます。 |
| ※ 抽せんは、申込者本人又は同居予定者も会場で立会いができます。   |
| ※ 抽せん開始時刻以降は会場を閉鎖するため、入場できなくなります。抽せん及び立会いを希望する方は、開始時刻までに会場に入場してください。                                     |

## 8 抽せんの日程等について

令和7年度の抽せん日程は、次のとおりです。

### ○父島

抽せん日	令和8年3月11日（水）
抽せん会場	小笠原支庁2階大会議室（予定）
抽せん開始時刻	午前10時00分（午前9時30分受付開始）

### ○母島

抽せん日	令和8年3月12日（木）
抽せん会場	小笠原支庁母島出張所2階会議室
抽せん開始時刻	午前11時00分（午前10時30分受付開始）

## 9 申込状況及び抽せん結果等の公表

入居者募集の「申込受付状況」、「申込順位別受付状況」及び「登録者の順番」（抽せん結果）は、次のとおり公表します。また、小笠原支庁の公式ホームページでも確認できます。

(1) 揭示場所 小笠原支庁2階玄関ホール、小笠原支庁母島出張所

(2) 公表期間

- ア 申込受付状況 令和8年2月9日（月）～2月20日（金）
- イ 受付順位状況 令和8年2月26日（木）～3月10日（火）
- ウ 登録者の順番 令和8年3月16日（月）～4月15日（水）

- |   |
|---|
| ※ 自然災害等のやむを得ない事情により、公表期間を変更することがあります。         |
| ※ 登録者の順番は、小笠原支庁公式ホームページには、令和9年3月31日まで掲載しています。 |

(3) 小笠原支庁公式ホームページ：都営小笠原住宅関連ページ

URL [https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/07ogasawara/island\\_resident/apartment.html](https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/07ogasawara/island_resident/apartment.html)

## 10 入居住戸の決定

登録者番号順に、「令和7年度東京都小笠原住宅(父島)あき家住宅使用申込書」または「令和7年度東京都小笠原住宅(母島)あき家住宅使用申込書」に記入していただいた「入居希望」の通り入居住宅を決定します。なお、申込書提出後に希望変更はできません。

## 11 個人情報の取扱い

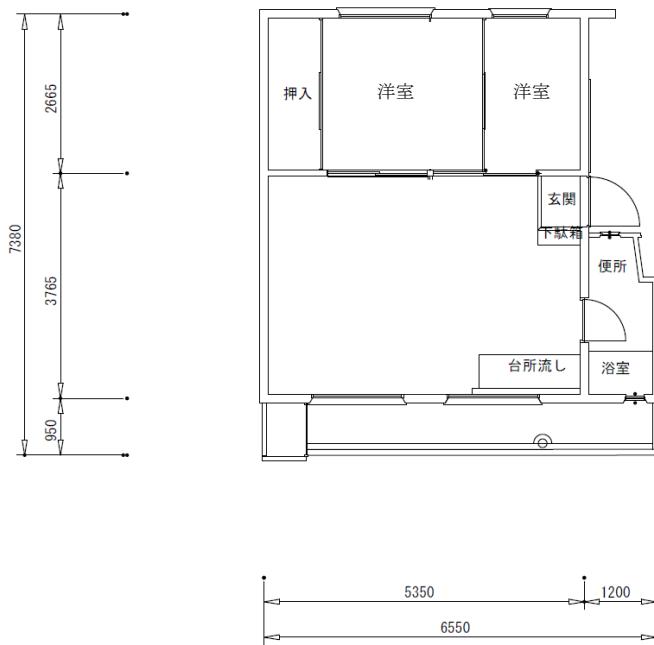
小笠原住宅の募集に係る個人情報で、申込書その他の提出書類で取得した個人情報は、小笠原住宅の募集、あっせん、入居及び入居後の住宅管理業務以外に利用しません。

なお、申込書を始め提出された書類・図面等は返却いたしませんのでご了承ください。

## 間取り図

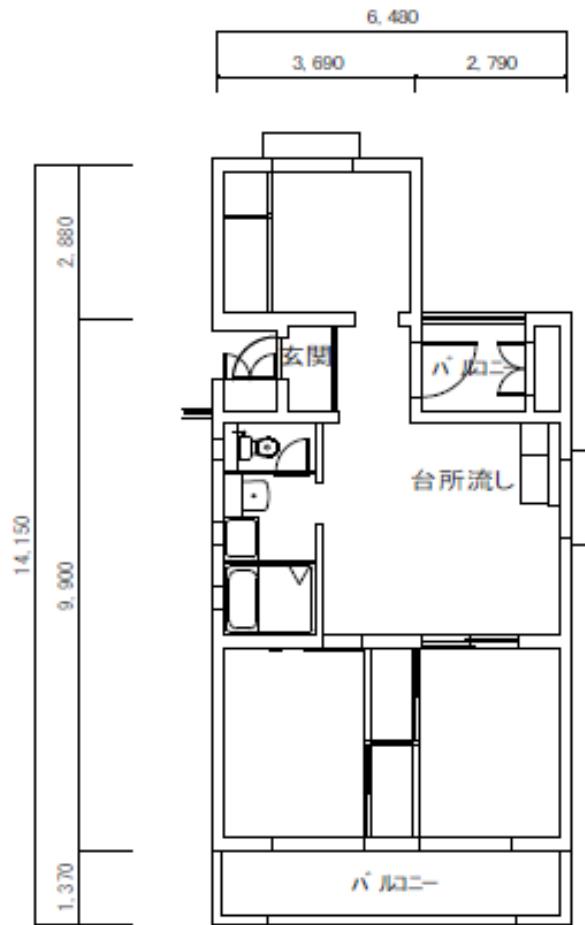
○奥村アパート、清瀬アパート

※奥村アパート 2 号棟 106 号室及び清瀬アパート 1 号棟 404 号室は左右反転した間取りです。

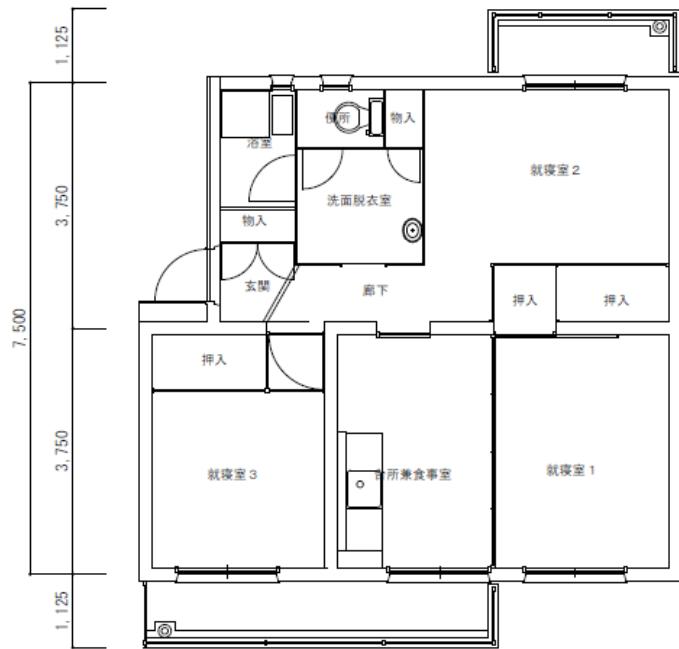


○旭台アパート、沖村第二アパート

※1 沖村第二アパートはバルコニーの構造が多少異なります。

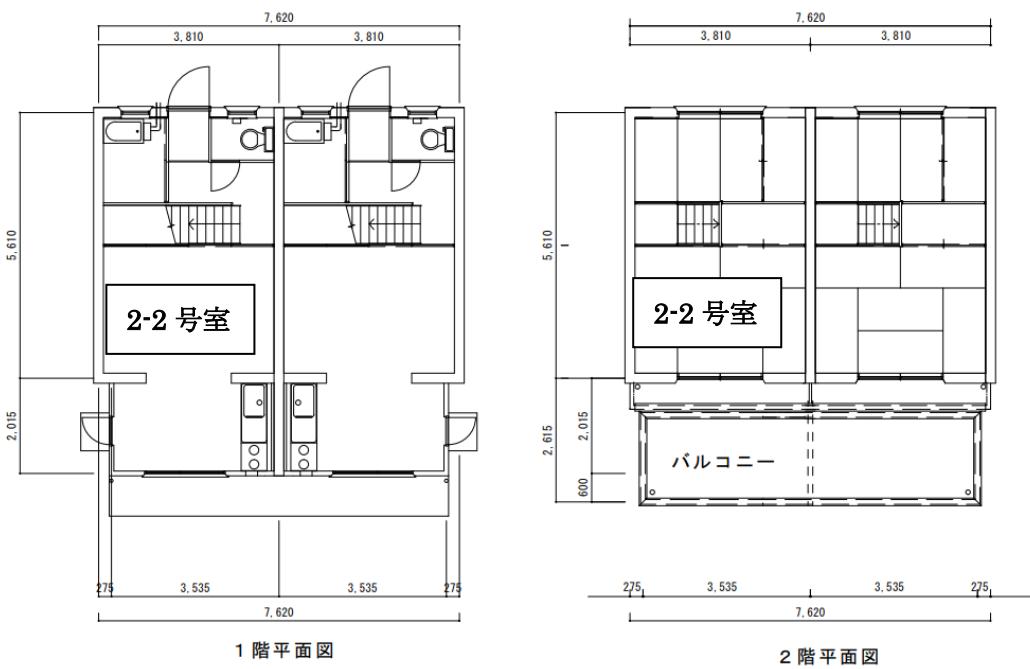


○二見台アパート

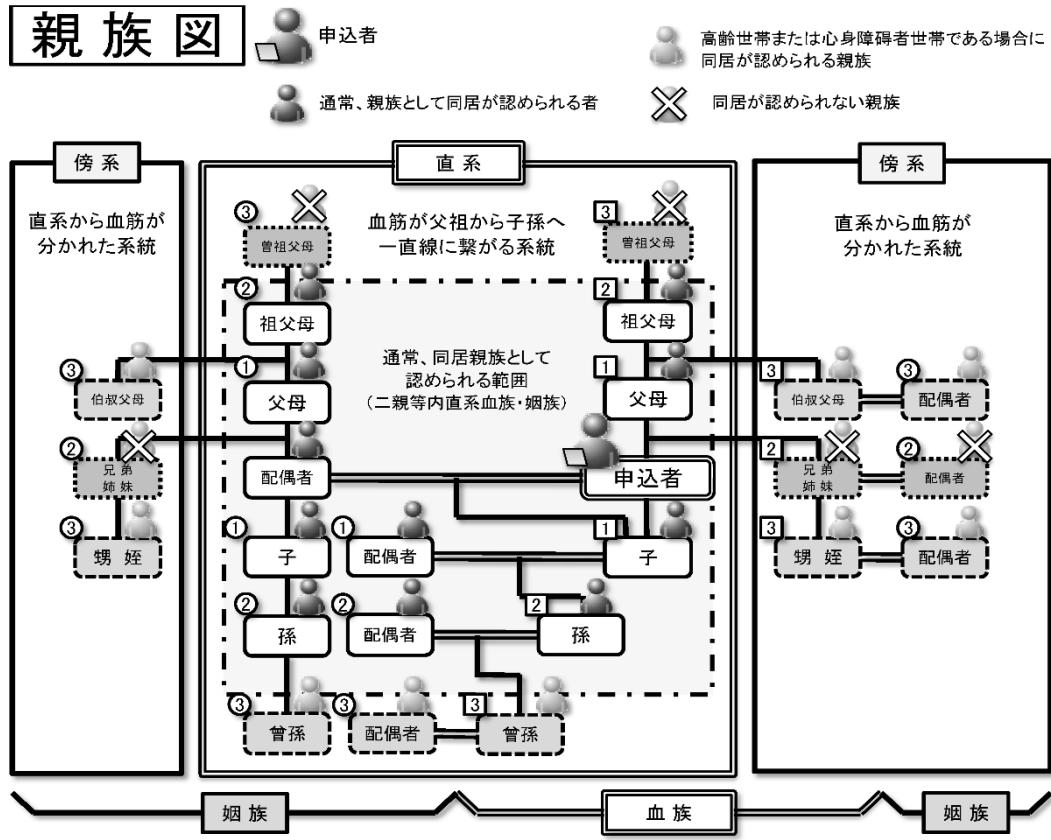


1,050	3,205	3,845
	8,100	

○沖村アパート



別図1





## (仮称) 小笠原沖村第3アパートの入居資格要件 (案)

### 1 小笠原住宅（沖村アパート）の建替え

東京都では老朽化した簡易耐火造の沖村アパートを除却し、「地域優良賃貸住宅」として整備を進めています。

### 2 建替計画（新築建物）の概要

新築する小笠原住宅の建物概要です。（3ページ「配置計画図」参照）

（1）アパート名：「小笠原沖村第3アパート」とする予定です。

（2）構造規模：鉄筋コンクリート造 4階建て

第1期 A棟 12戸、B棟 16戸

第2期 C棟 12戸、D棟 20戸

合計 60戸

### 3 スケジュール（予定）

＜母島沖村アパート 整備事業の対象60戸＞

～令和7年度～：1期造成工事（令和6年3月18日から令和8年3月10日（予定））

令和7年度～

令和10年度頃：1期住棟完成

1期移転対象世帯（1～6、8～11、21～24号棟等）入居

令和10年度以降：1期移転対象者移転後に移転後の簡易耐火造住棟の除却工事

※除却工事後に2期住棟を整備し、原則として完成後に2期移転となります。

### 4 (仮称) 小笠原沖村第3アパートの入居資格要件 (案)

(仮称) 小笠原沖村第3アパートに入居するためには、新たに設定する入居資格要件を満たす必要があります。入居資格要件を満たさない方は、(仮称) 小笠原沖村第3アパートに入居できません。(仮称) 東京都小笠原沖村第3アパートについて、現在の入居制度からの変更点は以下のとおりです。

＜変更点＞

- ① 収入が一定以上の方（世帯の月間所得が 38.7 万円（※）を超える方）は入居できません。
- ② 親族以外の方とは同居できません（現に同居している方は可）。
- ③ 原則、配偶者又は三親等以内の直系血族以外の使用承継はできません。
- ④ 使用料（家賃）は、入居者の収入や住宅の面積等によって異なります。
- ⑤ 入居後 2 年間の使用料減額制度は廃止されます（低所得者等を対象とした新しい使用料減免制度が実施されます）。

(※) 各種控除額控除後の収入額となります。

## 5 (仮称) 小笠原沖村第3アパートの使用料 (案)

(仮称) 小笠原沖村第3アパートの使用料 (案) は下表のとおりです。使用料 (案) は毎年、前年の収入を報告いただき、翌年4月からの使用料に反映されます。

世帯の年間所得	月額使用料		
	2K 43.6m <sup>2</sup> (1人)	2DK 56.7m <sup>2</sup> (2~3人)	3DK 64.7m <sup>2</sup> (4人~)
216,000円以下 (※)	6,600	8,600	9,800
216,000円以下	13,200	17,200	19,600
216,001円以上~360,000円以下	15,800	20,600	23,500
360,001円以上~504,000円以下	18,400	24,000	27,400
504,001円以上~648,000円以下	21,100	27,500	31,300
648,001円以上~780,000円以下	23,700	30,900	35,200
780,001円以上~1,248,000円以下	26,400	34,400	39,200
1,248,001円以上~1,476,000円以下	30,500	39,700	45,200
1,476,001円以上~1,668,000円以下	34,900	45,400	51,800
1,668,001円以上~1,896,000円以下	39,300	51,200	58,400
1,896,001円以上~2,232,000円以下	44,900	58,500	66,700
2,232,001円以上~2,568,000円以下	51,900	67,500	77,000
2,568,001円以上~3,108,000円以下	60,700	79,000	90,100
3,108,001円以上~3,756,000円以下	70,000	91,100	103,900
3,756,001円以上~4,644,000円以下	81,000	105,400	120,200
4,644,001円以上	—	—	—

(※) 使用者が就学前の児童又は2人以上の高校生以下の子を扶養する配偶者のない者、使用者又は同居者のうちの一人が65歳以上の者又は身体障害1~2級者等の者等

